

○契約事務細則第27条第2項の基準について

経理部長通達

平成17年10月1日経会第53号

改正：平成21年4月30日経会第95号

標記について、下記のとおり定めたので通知する。

記

工事の請負契約(予定価格が1,000万円を超えるものに限る。)についての契約事務細則(本四会社達平成17年第39号)第27条第2項(同細則第35条において準用する場合を含む。)に規定する最低価格で入札した者の入札価格によっては、その契約の内容に適合した履行がなされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は、最低価格で入札した者の入札価格が、契約ごとに10分の7から10分の9の範囲内で契約責任者の定める割合を予定価格に乗じて得た額に満たない場合とする。

改正文〔平成21年4月30日経会第95号〕抄
平成21年5月1日から施行する。